

◇保育短時間

階層 区分	定義		保育料（月額）	
			3歳未満	3歳以上
1	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円
		上記以外の世帯	0円	0円
3	市町村民税所得割課税額 48.600円未満	ひとり親世帯等	6,850円	0円
		上記以外の世帯	13,700円	0円
4-1	市町村民税所得割課税額 57.700円未満	ひとり親世帯等	9,000円	0円
		上記以外の世帯	20,600円	0円
4-2	市町村民税所得割課税額 77.101円未満	ひとり親世帯等	9,000円	0円
		上記以外の世帯	20,600円	0円
4-3	市町村民税所得割課税額 77.101円以上97.000円未満		20,600円	0円
5	市町村民税所得割課税額 97.000円以上169.000円未満		28,500円	0円
6	市町村民税所得割課税額 169.000円以上301.000円未満		39,300円	0円
7	市町村民税所得割課税額 301.000円以上397.000円未満		44,200円	0円
8	市町村民税所得割課税額 397.000円以上		44,200円	0円

- ①市町村民税非課税世帯の第2子は保育料を無料とします。
- ②町民税所得課税額が57,700円未満の世帯において、保育所に1人目として入所する第2子の保育料は上記金額の半額とします。
- ③町民税所得課税額が77,101円未満のひとり親世帯等の第2子の保育料は無料とします。
- ④3歳以上の給食の材料にかかる費用（給食費等）は別途徴収いたします。

問合せ先 越前町役場福祉課 保育所係 TEL 0778-34-8725（直通）